



令和6年9月26日

電子処方箋サービスの初期導入及び新機能導入を
導入した医療機関又は薬局の長 様

広島県健康福祉局薬務課長
広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県電子処方箋補助事業の受付開始について（通知）

県の薬事行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて次のとおり開始しますので、申請に当たっては、別紙1「補助金案内チラシ」及び別紙2「広島県電子処方箋の活用・普及促進に係る補助金交付要綱」を確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

また、別紙2第5条「交付の条件」に記載のとおり、県が指示する電子処方箋に関する取組として、同封の厚生労働省作成のポスターを施設内に掲示してください。同様のポスターを掲示している場合は、重ねての対応は不要です。その他の取組については、別途指示しますのでご協力ください。

1 申請及び報告方法

広島県電子申請システムによるオンライン申請

2 申請期間

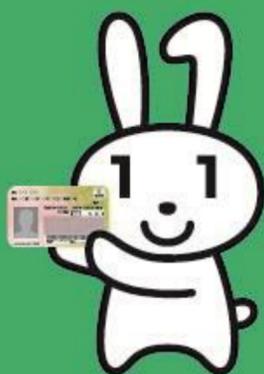
令和6年9月30日（月）から令和7年1月31日（金）まで

担 当 薬務課薬事グループ

電 話 082 - 513 - 3222（ダイヤルイン）

（担当者 濱田、中根）

電子処方箋 が始まりました



患者さんが電子処方せんを選択し、
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意することで、
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられるようになります。
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！

